

3) 患者への麻薬管理についての指導

(1) 家族、友人等への譲り渡しは法律違反

オピオイド鎮痛薬などの医療用麻薬を家族、友人等へ譲り渡すことは、医学的に危険であるばかりでなく、譲り渡した患者自身が「麻薬及び向精神薬取締法」に違反することになるので、絶対にしないように十分に指導する。

(2) 紛失した場合の「服用記録」への記載

服用記録を記載している患者については、医療用麻薬を紛失したと気づいた場合には、紛失に気づいた日時、個数、状況などを服用記録に記載するように指導する。

(3) 医療用麻薬が不要となった場合の対応

病状の変化（軽快、再入院、死亡）などにより、医療用麻薬が不要となった場合は、できるかぎり当該麻薬の交付を受けた医療機関や薬局に持参するよう指導する。受け取った医療機関または薬局は、適切な廃棄などを行う。（上記2 (4) の調剤済麻薬廃棄届を参照）